

# 告示

## 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小高 巖

一 道路の種類 国道

二 路線名 国道一四〇号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">深谷市永田字中居前千二百七十一番一地从先から 同市永田字中居前千二百三十六番地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">一三三・五五〇四二・〇四</p>	<p style="text-align: center;">一三三・五〇〇二三・五四</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">一一六・〇二</p>		<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>